

交通政策審議会海事分科会船員部会
第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

令和5年10月6日(金)

13:00 ~ 14:30

3号館8階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

石崎由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授

◎野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

(関係船員を代表する委員)

遠藤 飾 全日本海員組合 政策局総合政策部長

中本 伸一 全日本海員組合 広報室副室長

(関係使用者を代表する委員)

菊池 浩二 石崎汽船株式会社 常務取締役

佐藤 則仁 東京湾フェリー株式会社 取締役海務部長

◎ 専門部会長

配布資料一覧

- 資料1 海上旅客運送業最低賃金
(平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第6号)

- 資料2 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

- 資料3 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

海上旅客運送業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 11 年 11 月 1 日	平成 11 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 12 年 11 月 10 日	平成 12 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 30 年 12 月 5 日	平成 30 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和元年 12 月 18 日	令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 3 年 1 月 20 日	令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 4 年 1 月 20 日	令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和 5 年 1 月 20 日	令和 5 年国土交通省最低賃金公示第 1 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。）

248,350 円

(2) 事務部職員

194,250 円

(3) 部員

186,900 円

5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) 1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる

賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成11年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成11年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成12年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成12年12月10日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成30年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成31年1月4日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和2年1月17日から効力を生ずる。

附 則（令和3年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和3年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和4年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、令和4年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和5年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、令和5年2月19日から効力を生ずる。

海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額		
	職員	事務部職員	部員
平成 8 年	234,350円	181,250円	169,450円
平成 9 年	236,950円	183,250円	172,600円
平成 1 0 年	238,050円	184,100円	175,800円
平成 1 1 年	—	—	176,500円
平成 1 2 年	—	—	177,050円
平成 1 3 年	238,300円	184,200円	177,500円
平成 1 8 年	—	—	—
平成 2 5 年	239,250円	185,150円	178,250円
平成 2 6 年	240,250円	186,150円	179,000円
平成 2 7 年	242,050円	187,950円	180,600円
平成 2 8 年	243,050円	188,950円	181,600円
平成 2 9 年	244,050円	189,950円	182,600円
平成 3 0 年	245,350円	191,250円	183,900円
令和元年	246,450円	192,350円	185,000円
令和 2 年	246,800円	192,700円	185,350円
令和 3 年	247,350円	193,250円	185,900円
令和 4 年	248,350円	194,250円	186,900円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

1. 職員(事務部職員を除く。)

最賃額

248,350

(単位：円，%)

会社名	職名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手当	航海日当	その他	合計	最賃額との差	備考 (航海日当/月)
		標準年齢給	職務給							
A	航・機士	224,150	16,500			21,150	82,500	344,300	95,950	個別協約 30.00 日
B	〃	247,620	3,600		4,650	15,855	7,500	279,225	30,875	個別協約 21.00 日
C	〃	179,820	62,580			14,100		256,500	8,150	大型CF 20.00 日
D	〃	179,820	62,580			12,807		255,207	6,857	個別協約 - 日
E	一航・機士	237,270	10,000	35,591				282,861	34,511	個別協約 - 日
F	航・機士	250,710	1,700			19,090	6,050	277,550	29,200	個別協約 23.00 日
G	〃	188,270	62,580			14,100		264,950	16,600	大型CF 20.00 日
H	〃	179,820	62,580			14,805		257,205	8,855	大型CF 21.00 日
I	〃	181,510	62,580			12,690		256,780	8,430	大型CF 18.00 日
J	〃	179,820	62,580			14,100		256,500	8,150	大型CF 20.00 日
K	〃	179,820	62,580			12,690	12,240	267,330	18,980	大型CF 18.00 日
L	〃	247,050		24,705		9,100		280,855	32,505	中四旅客 20.00 日
M	〃	179,820	62,580			14,100		256,500	8,150	大型CF 20.00 日
N	〃	181,780	62,580			14,100		258,460	10,110	大型CF 20.00 日
O	〃	247,050		24,710		13,400		285,160	36,810	中四旅客 20.00 日
P	〃	253,470	3,740	63,370				320,580	72,230	個別協約 - 日
Q	〃	183,200	62,580			13,395		259,175	10,825	大型CF 19.00 日
R	〃	240,200	2,500	9,720		3,000	30,285	285,705	37,355	個別協約 20.00 日
S	〃	195,000				25,000	35,000	255,000	6,650	個別協約 17.33 日

2. 事務部職員

最賃額

194,250

(単位：円，%)

会社名	職名	基本給（初任額）		乗船手当等	フェリー手当	航海日当	その他	合計	最賃額との差	備考 (航海日当/月)
		標 齡 給	職 務 給							
a	事務員 (未経験)	185,060	63,190			12,690		260,940	66,690	大型CF 18.00 日
b	〃	179,820	14,460			14,100		208,380	14,130	大型CF 20.00 日
c	〃	229,760		22,980		13,400		266,140	71,890	中四旅客 20.00 日

3. 部 員

最賃額

186,900

(単位：円，%)

会 社 名	職 名	基本給（初任額）		乗船手当等	フェリー手当	航海日当	その他	合 計	最賃額との差	備 考 (航海日当/月)
		標 齡 給	職 務 給							
Aa	部員 (未経験)	173,060	13,860			12,700		199,620	12,720	大型CF 20.00 日
Ab	〃	166,600			4,350	13,335	7,500	191,785	4,885	個別協約 20.00 日
Ac	〃	173,060	13,860			11,430		198,350	11,450	大型CF 18.00 日
Ad	〃	173,060	13,860			11,430	12,240	210,590	23,690	大型CF 18.00 日
Ae	〃	173,060	13,860			11,535		198,455	11,555	個別協約 - 日
Af	〃	173,060	13,860			12,700		199,620	12,720	大型CF 20.00 日
Ag	〃	171,970		25,796				197,766	10,866	個別協約 - 日
Ah	〃	173,060	13,860			12,065		198,985	12,085	大型CF 19.00 日
Ai	〃	173,060	13,860			12,700		199,620	12,720	大型CF 20.00 日
Aj	〃	173,060	13,860			13,335		200,255	13,355	大型CF 21.00 日
Ak	〃	173,050		17,310		10,300		200,660	13,760	中四旅客 20.00 日
Al	〃	173,060	13,860			12,700		199,620	12,720	大型CF 20.00 日
Am	〃	171,420	3,410	42,860				217,690	30,790	個別協約 - 日
An	〃	173,050		17,305		6,300		196,655	9,755	中四旅客 20.00 日
Ao	〃	172,560		8,100		2,000	21,675	204,335	17,435	個別協約 20.00 日
Ap	〃	173,060	13,860			12,700		199,620	12,720	大型CF 20.00 日
Aq	〃	187,070				16,560	3,800	207,430	20,530	個別協約 23.00 日
Ar	〃	158,000				15,000	20,000	193,000	6,100	個別協約 17.33 日
As	〃	159,480	2,000			19,050	82,500	263,030	76,130	個別協約 30.00 日